



熊本県公報

第13470号
令和7年(2025年)
9月24日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県環境影響評価条例第48条第2項の規定による条例の指定	(環境保全課) 1
○令和7年度(2025年度)熊本県准看護師試験の実施	(医療政策課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	() 3
○公金の収納に関する事務委託	(森林整備課) 3
公 告	
○道路の位置の指定	(建築課) 3
○道路の位置の指定	() 3
○土地改良区の役員を選任等	(農村計画課) 4
○道路の位置の指定	(建築課) 4
登 載 依 頼	
○令和7年度(2025年度)第2回熊本県男女共同参画審議会 会の開催	(男女共同参画審議会) 4

告 示

熊本県告示第682号

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第48条第2項の規定により、次の条例を指定し、令和7年(2025年)10月1日から施行する。
令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本市環境影響評価条例(令和7年熊本市条例第22号)

熊本県告示第683号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、令和7年度(2025年度)熊本県准看護師試験を次のように実施する。
令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 試験日時
令和8年(2026年)2月10日(火)午後1時30分から午後4時まで
災害予備日
令和8年(2026年)2月25日(水)午後1時30分から午後4時まで
- 試験場所
崇城大学(熊本市西区池田四丁目22番1号)
- 試験科目
人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 受験資格
次の(1)~(7)のいずれかに該当する者とする。ただし、熊本県外に住民登録のある者は、熊本県内の看護師等学校養成所を卒業した者又は令和8年(2026年)3月までに卒業する見込みの者に限る。
(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。)で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和8年(2026年)3月までに修業する見込みの者を含む。)
(2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和8年(2026年)3月までに卒業する見込みの者を含む。)
(3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和8年(2026年)3月までに卒業する見込みの者を含む。)

- (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和8年（2026年）3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和8年（2026年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 試験受験申込書（熊本県所定のもの）

写真（試験受験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを）を所定の欄に貼付すること。

なお、写真の提出に当たっては、現に在籍をし、若しくは卒業（修業）をした4(1)から(5)までの養成所等の長又は熊本県健康福祉部健康局医療政策課において、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受け、写真票に照合印を、写真に刻印又は割印を受けること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 4(1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、令和8年（2026年）3月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とする。

(イ) 4(6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

(ウ) 4(7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

ウ 返信用封筒

長形3号（縦12.0センチメートル×横23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼付すること。

(2) 受験手数料

6,900円（熊本県収入証紙によること。）

(3) 受付期間

令和7年（2025年）12月9日（火）から同月17日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

6 合格者の発表

令和8年（2026年）3月11日（水）午前10時に熊本県庁行政棟本館1階県民ホール及び熊本市保健所を除く県内各保健所に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。

なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。

7 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
電話 096-333-2206

熊本県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）9月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）9月24日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字楠ノ平 204番5地先から 同所	前	4.0 ～ 4.9	18.0	災害防除
			後	4.7		

		204番5地先まで	後	~ 8.5	18.0	
--	--	-----------	---	----------	------	--

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)9月24日

熊本県告示第685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)9月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	268号	水俣市石坂川字長坂 1034番6地先から 同所 1034番6地先まで	前	13.2 ~ 15.7	12.1	防交安 (橋梁)
			後	13.2 ~ 20.6	12.1	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)9月24日

熊本県告示第686号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を次のとおり委託したので、同条第2項及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第28条の2の規定により告示する。

令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木村敬

1 公金事務の委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称及び事務所の所在地

- (1) 名称 熊本県森林組合連合会
- (2) 所在地 熊本県熊本市東区戸島二丁目3番35号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
令和7年度(2025年度)県有林整備事業第2号業務に係る素材売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年(2025年)9月8日

4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和7年(2025年)9月8日

5 指定公金事務取扱者が委託を受けて公金事務を行うことができる期間
令和7年度(2025年度)県有林整備事業第2号業務の委託契約期間

公 告

熊本県公告第559号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木村敬

1 築造者の住所 熊本市東区小峯三丁目1番18号

2 築造者の氏名 株式会社南栄開発

3 道路の位置 玉名市玉名字中無田1461番1

4 道路の幅員 4.01メートルから6.01メートルまで

5 道路の延長 62.62メートル

6 指定年月日 令和7年(2025年)9月8日

7 指定番号 熊本県指令北景建第134号

熊本県公告第560号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位

置の指定を次のとおり行った。

令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町古保山2351番地
- 2 築造者の氏名 黒田 浩司
- 3 道路の位置 宇城市小川町川尻字中割387番9
- 4 道路の幅員 4.02メートルから4.04メートルまで
- 5 道路の延長 46.88メートル
- 6 指定年月日 令和7年(2025年)9月8日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第61号

熊本県公告第561号

菊池市に事務所を置く泗水町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。
令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	大島 弘美	菊池市泗水町豊水621番地

熊本県公告第562号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年(2025年)9月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 愛知県豊明市沓掛町小廻間34番地436
- 2 築造者の氏名 シェマコンサルタント株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町新田字東古川1298番1
- 4 道路の幅員 6.16メートル
- 5 道路の延長 68.38メートル
- 6 指定年月日 令和7年(2025年)9月9日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第62号

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第58号

令和7年度(2025年度)第2回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和7年(2025年)9月24日

熊本県男女共同参画審議会会長 山下 雅裕美

- 1 開催日時
令和7年(2025年)10月9日(木) 10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議事
第6次熊本県男女共同参画計画の施策体系について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)